

**市内で新たに事業を始めるための資金が必要な皆さまへ**

## **創業支援資金のご案内**



**■ ご利用いただける方** : 次の要件を満たしている方

- ① 事業を営んでいなかった方で、市内に新たに本店及び事業所を設置し、事業活動を開始する具体的計画を有する方で、特定事業を行おうとする方  
又は事業開始後1年を経過していない中小企業者  
(法人での利用にあっては、代表者が事業を営んでいなかった方に限ります。)
- ② 営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けている方、又は受ける見込みのある方
- ③ 市税(市外在住の個人にあっては、当該居住地における市町村税を含みます。)を完納している方

**■ 資金用途** : 創業に必要な設備資金・運転資金

(原則として土地取得資金は除きます。  
設備資金は、市内に設置するものに限ります。)

**■ 融資限度額** : 5,000万円

※仕入額、外注費、従業員給与額等の運転資金は、概ね3か月分が限度です。

**■ 融資期間** : 10年以内(融資後2年以内据置可) 元金均等月賦償還

**■ 利率** : 年1.3%以内(信用保証付は1.0%以内)

**※支払後の申請により、信用保証付の保証料全額補助及び利子の全額補給(5年間)が受けられます。**

**■ 担保・保証人** : 金融機関の定めるところによります。

**■ 申請期間** : 年間随時(計画決定前、契約前に必ずご相談ください。)

**■ 申請先** : 高崎市融資制度取扱金融機関

**■ 申請に必要な書類(提出部数は1部)** 添付書類は写しで結構です。

① 高崎市中小企業等振興資金融資確認書

(金融担当窓口、市ホームページ、高崎市融資制度取扱金融機関で取得できます。)

② 【法人の場合】・法人の履歴事項全部証明書

・試算表(作成している場合)

【個人の場合】・確定申告書の写し(開業している場合のみ)

・個人事業の開業届の写し(開業している場合のみ)

③ 許認可等を要する業種はその許可書・認可書の写し

(届出・登録中の場合は届出書類等の写し)

④ 見積書・図面・カタログ等

⑤ 事業所等までの案内図

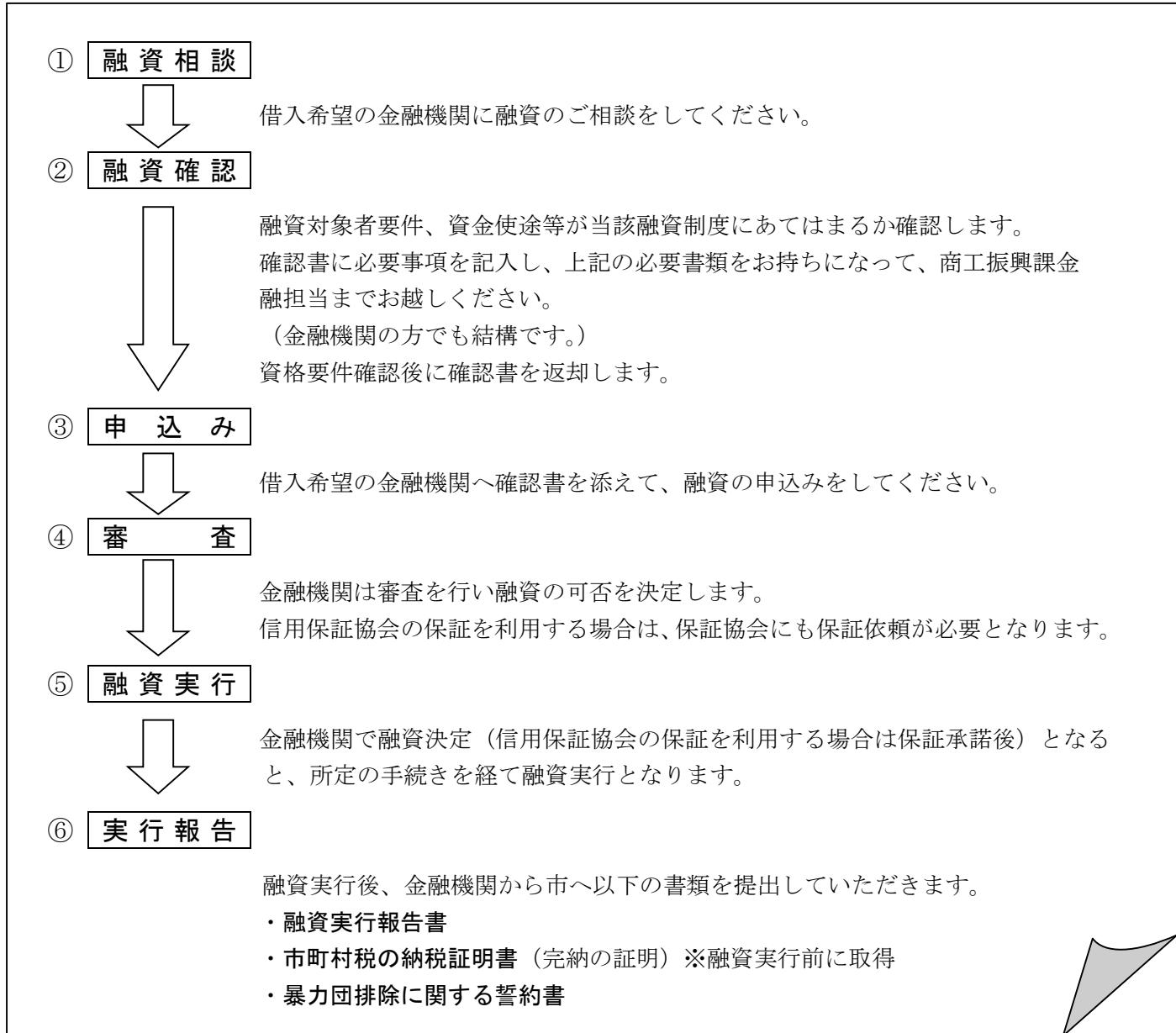
⑥ その他市及び金融機関の指定する書類

(建築確認の確認済証の写し、賃貸借契約書の写し、地主・家主の承諾書など)

⑦ 事業概要の分かる資料(創業計画書など)

⑧ 代表者の所得証明書の写し(原則2年分)

## ■ 融資の手順



◆ 事業の着手時期については、金融機関及び信用保証協会の定めに従ってください。

◆ 創業者融資保証料補助および利子補給制度の申請窓口は、商工振興課です。融資を受けた日から原則1か月以内に認定申請を行ってください。詳細は、別紙「高崎市創業者融資保証料補助及び利子補給のご案内」をご覧ください。

### 詳しいお問い合わせは…

高崎市融資制度取扱金融機関、または高崎市商工観光部商工振興課金融担当（市庁舎13階）へ  
☎ 027-321-1258（直通）